

認知機能が低下している人やそのご家族の人へ

# 小矢部市認知症高齢者等おでかけあんしん 賠償責任保険事業について

## 事業の内容

市が保険契約者となり、市の登録を受けた人等を被保険者とする賠償責任保険※1に加入します。登録を受けた本人やそのご家族は、日常生活の事故により法律上の賠償責任を負うリスクに備えることができます。

※1 「賠償責任保険」とは、一定の偶然の事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害に対して保険金が支払われる保険をいいます。

## 登録対象者

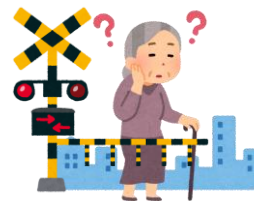
認知機能の低下により徘徊のおそれがある在宅※2の40歳以上の小矢部市民で、次のいずれかに該当する人

- ◆ 医師により認知症と診断された人
- ◆ 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けており、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがII a以上である人
- ◆ おでかけあんしんシール配付事業又は徘徊高齢者等支援事業（徘徊検索発信機貸与事業）を利用している人

※2 介護施設等に入所している人や病院等に継続して3か月を超えて入院している人は対象となりません。登録後これらに該当するに至った場合には、登録が抹消されます。

## 市が加入する保険の補償内容

保険金額	1事故につき <b>1億円</b> （限度額）
被保険者	◆ <b>登録を受けた本人</b> 〔 本人に責任能力がない場合には、本人の法定の監督義務者及びその代理監督者（本人の親族に限ります。） 〕
保険金が支払われる場合	一定の偶然の事故により、次に掲げる場合において被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったとき。 ◆ 国内外で <b>他人を死傷</b> させたり、 <b>他人の財物を損壊</b> させたとき。 ◆ 国内で <b>電車等を運休</b> させたとき。



## 登録の申請方法

申請書を健康福祉課窓口に提出してください。  
様式は市のホームページからダウンロードすることができます。

トップページ > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 認知症高齢者等おでかけあんしん賠償責任保険事業



## 費用負担

なし（保険料は市が負担します。）